

令和3年(ヨ)449号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立事件

債権者 石地 優 外8名

債務者 関西電力株式会社

## 要望書

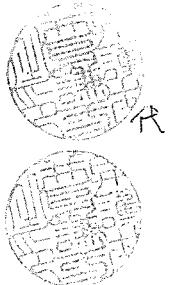
2022年(令和4年)6月20日

大阪地方裁判所第1民事部御中

債権者ら代理人弁護士 河合 弘之

同

井戸謙一



ほか9名

2022年6月10日、債務者は、本件原発の特定重大事故等対処施設の運用開始時期を2022年9月頃から同年7月下旬に見直し、これに伴って本件原発の再稼働時期を2022年10月20日から同年8月12日に変更する旨発表した(添付資料)。

債権者らは、本件申し立て時から、貴裁判所に対し、本件原発の再稼働前に決定をいただくことを強く希望しており、貴裁判所も、債権者らの希望に沿う方向で訴訟指揮をされてきた。再稼働を2か月も前倒しきるのであれば、債務者は、もっと早い段階でそのことが分かっていたと考えられ、遅くとも前回審尋期日である5月23日には再稼働時期(少なくとも再稼働が早まる旨)を明らかにすることができた可能性がある。それにもかかわらず、本件審理においてこれを秘匿していたとすれば、債務者の対応は遺憾である。

そこで、債権者らは、御庁に対し、次の要望をする。

- (1) 次回審尋期日（7月4日）で名実ともに審理を終えられ、速やかに決定をされたい。なお、貴裁判所は、前回審尋期日において、近く原子力規制委員会による基準地震動ガイドの改訂が予想されるので、それに基づく主張書面の提出を7月末日まで許容するとのご意向を示された。これは再稼働時期が10月20日であることを前提とした議論であった。しかし、上記のとおり再稼働時期は、2か月以上も早まり8月12日になり、主張書面の提出を7月末日とした議論の前提が崩れた。さらに基準地震動ガイドは、想定より早く6月8日に改正された。よって、債務者は、改正後の基準地震動ガイドに基づく主張を次回審尋期日までにすることが十分に可能であって、それ以降に主張書面の提出を許す必要はない。
- (2) 2022年8月11日までに本件の決定をしていただきたい。仮にこれが無理であっても、可能な限り、早期に決定を頂きたい。

以上



美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設の  
運用開始時期見直しおよび運転再開時期の変更について

2022年6月10日  
関西電力株式会社

当社は、美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設の運用開始時期を見直しました。また、これに伴い、運転再開時期を変更しました。

**【美浜発電所3号機 特定重大事故等対処施設 運用開始時期】**

2022年7月下旬（変更前：2022年9月頃）

**【美浜発電所3号機 運転再開（並列）時期】**

2022年8月12日（変更前：2022年10月20日）

引き続き、特定重大事故等対処施設工事について、安全を最優先に緊張感を持って進めるとともに、現下の厳しい電力需給状況を踏まえ、原子力プラントの安全・安定運転に努めてまいります。

以上